

世田谷区庁舎整備担当部庁舎整備担当課 御中

庁舎の免震改修および耐震補強計画について、構造の観点から現段階で留意すべきと思われる点について以下にコメントいたします。

- (1) 本庁舎の改修計画は、約6年の長期にわたり第 期～第 期、6工区により実施される予定である。対象建物の配置は平面的に分散しかつその広がりも大きいだけでなく、工法についても、地震時の挙動が全く異なる、免震工法と耐震補強工法が混在するものであり、特に挙動の異なる建物間で地震時の干渉、衝突等による不具合が生じないように、構造計画・設計はもちろんのことその意図を確実に実現できるよう、各工区ごとの緊密な連携のもとに施工することが重要である。
- (2) 一方、第 期と第 期工事には、竣工時期および階数が異なるものの最終的には一体となる、ともに免震工法による改修計画建物（東1期建物および東2期建物）が含まれている。そのため、下階より一体建物として当初から施工される一般的な計画とは異なり、建物規模の異なる2棟の建物を最終段階で一体化する必要がある。その際、両者の鉛直沈下量を一致させた上で各階床レベルで緊結・一体化する必要があると思われるが、
  - ・各工期で計画される建物については両者の規模（階数）が異なるため単位面積当たりの重量が異なること。
  - ・施工計画によっては既に供用開始後の東1期建物と供用開始前の東2期建物を一体化する必要があり、しかも2期建物では供用開始後に重量が変動する可能性があること。などから、一体化にあたっては両建物の沈下量を継続的に計測しつつ、かつ、供用開始後の沈下量変化も予測しながら一体化するなどの慎重な施工が必要と思われる。
- (3) また上記(2)の建物一体化時に当初予測値との誤差が認められた場合には、両建物の施工時情報も踏まえながらその適切な吸収方法を検討しておく必要がある。

これらは、いずれも理論的には解決可能ではあるが、実施時に信頼性ある方法で確実に実施されることが重要であり、そのためには、各工区間での責任体制や連携体制を事前に十分検討しておくことが必要と思われる。